

たんの小史
ふるさと端野

18

私たちのまちの生いたち

(その1)

明治政府の誕生と開拓使の設置

明治元（一八六八）年、明治政府の誕生によりエゾ（蝦夷、北海道）と樺太（現サハリン）を統治（おさめること）する行政機関として箱館（現函館）に箱館裁判所を設置し、翌二（一八六九）年、箱館裁判所に代わる統治機関として「開拓使」が置かれました。また、同年九月に「エゾ」を「北海道」に改め、一一国、八六郡に分割しました。（分割図は別表1のとおり）

しかし、広大な北海道と樺太を統治することは事実上困難であることから、要所は開拓使が直轄し、他の大部分は省、府、藩等に統治（開拓と警備）をまかせました。この分割により、私たちの町は「北見国」となり、広島藩（常呂郡、網走郡の内部）が統治にあたりました。しかし、遠く離れた辺地のため各藩とも経営が意のごとくならず、なんら見るべき成果は上がりません

でした。

別表1 幕府統轄時代の北海道



五支庁制と大小区制

開拓使では、明治五（一八七二）年、全道を五支庁に分割し本庁を札幌に、函館、浦河、宗谷、根室に支庁を設置（別表2）し、末端行政組織として「戸長事務取扱所」が置かれました。これにより端野を含むこの地方は、「網走戸長」の管轄になりました。同九（一八七六）年には、全道を三〇大区、六六小区の行政区（別表3）が施行され、常呂郡は第二七区の第三小区となり、

村名はコタンの呼び名を漢字で命名することになりました。常呂郡の七村は、常呂村（トコロ）、少牛村（チイウシ）、鑑沸村（トウフツ）、生顔常村（シヨガオツネ）、太茶苗村（フトチャンナイ）、野付牛村（ノツケウシ）、手師学村（テシオマナビ）と命名されました。しかし、村名は決まりましたが、正規の行政区が設置されたものでなく、実態は漠然としたものでした。でも、私たちのふるさと「端野」（旧野付牛）アイヌ語でノツケウシ、野の端という意味、これを漢字にあて端野）の産声が、この大小区制により誕生したのでした。

別表2 開拓使行政区図



別表3 北見国第27区の小区(郡)

四 小 区	三 小 区	二 小 区	一 小 区
紋 別 郡	常 呂 郡	網 走 郡	斜 里 郡
雄 澤 村 武 村	紋 別 村 藻 内 村 留 部 村	哪 寄 村 新 栗 履 村 藻 琴 村	蒼 瑠 璃 村 止 別 村 斜 里 村 朱 圓 村
湧 別 村 沙 留 村	手 師 學 村 生 顏 常 村 太 茶 苗 村 野 付 牛 村	常 呂 村 少 牛 村 鑑 沸 村	遠 音 別 村 熊 取 村 最 寄 村 網 走 村

(『北見郷土史話』より)

三県一局と戸長役場

五支庁制のもとにあっても、実質的な成果が上がらない状況が続くなか、内地の諸府県と同一の制度のもとに北海道の統治と開拓を進めていく意図のもと、明治一五(一八八二)年、開拓使庁が廃止され、代わって三県一局が置かれました。(別表4)

この三県は、札幌、函館、根室、一局は、農商務省管轄の北海道事務管理局で、札幌県は道央・道北、函館県は道南、根室県は道東(根室国・釧路国・千島国)及び北見国のうち紋別・常呂・網走・斜里の四郡で、

別表4 三県一局管轄図

※一局は北海道事業管理局



別表5 根室支庁出張所分界図



5) 端野を含む常呂郡は根室県に属しました。そして県庁は根室に置かれました。(別表5)
同一六(一八八三)年九月、常呂郡に常呂外六ヶ村戸長役場が、常呂港に設置され、端野は当時の野付牛村に包含された村として誕生したのであります。
しかし、この三県時代は役人の数だけふくれありましたが、成果は上がらず、次の時代を迎えることとなります。

田中 誠